

◆届出施設基準

令和7年4月1日現在

当院は、次の厚生労働大臣が定める施設基準について届出を行っています。

＜基本診療料＞

急性期一般入院料4 10対1(4西病棟)	急性期看護補助体制加算(25対1・看護補助者5割以上)・看護補助体制充実加算1(4西病棟)
地域包括ケア病棟入院料1・看護職員配置加算・看護補助体制充実加算3(5西病棟・5東病棟)	
初診料(歯科)の注1に掲げる基準	歯科外来診療医療安全対策加算1・歯科外来診療感染対策加算1
診療録管理体制加算2	救急医療管理加算
療養環境加算	医師事務作業補助体制加算1(40対1)
医療安全対策加算2・医療安全対策地域連携加算2	重症者等療養環境特別加算
患者サポート体制充実加算	感染対策向上加算1・指導強化加算
入退院支援加算1・地域連携診療計画加算・入院時支援加算・総合機能評価加算	データ提出加算2
せん妄ハイリスク患者ケア加算	認知症ケア加算2
協力対象施設入所者入院加算	医療DX推進体制整備加算

＜特掲診療料＞

歯科治療時医療管理料	がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料イ・ロ	糖尿病透析予防指導管理料
二次性骨折予防継続管理料1・2・3	院内トリアージ実施料
夜間休日救急搬送医学管理料・救急搬送看護体制加算2	外来腫瘍化学療法診療料1
ニコチン依存症管理料	がん治療連携指導料
薬剤管理指導料	地域連携診療計画加算
医療機器安全管理料1	在宅患者歯科治療時医療管理料
HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	検体検査管理加算(Ⅱ)
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	コンタクトレンズ検査料1
CT撮影及びMRI撮影	外来化学療法加算1
無菌製剤処理料	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
歯科口腔リハビリテーション料2	人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
導入期加算1	透析液水質確保加算
大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
輸血管理料Ⅱ	ペースメーカ移植術及びペースメーカ交換術
看護職員待遇改善評価料36	輸血適正使用加算
クラウン・ブリッジ維持管理料	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 入院ベースアップ評価料40
麻酔管理料(Ⅰ)	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
慢性腎臓病透析予防指導管理料	

＜入院時食事療養費・入院時生活療養費＞

入院時食事療養(Ⅰ)	
次の厚生労働大臣が定める施設基準について基準を満たしています。	
小児科外来診療料	臨床研修病院入院診療加算(協力型)
医科点数表第2章第10手術の通則5及び6(医科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術	

※詳細は、1階受付窓口にお問合せください。